

平成30年度第7回五島市農業委員会総会会議議事録

公表用

開会日時	平成30年10月26日 午後1時30分							
閉会日時	平成30年10月26日 午後2時45分							
場 所	五島市役所3階大会議室							
農 業 委 員 出 席 委 員 (15名)	1	南 忠明	2	出口 幸博			4	平田 光昭
	5	荒木 富男	6	今里 誠一			8	山本 実雄
	9	古里 善秀	10	山下 富雄	11	谷川 基晴	12	奈留 敏弘
			14	上村 孝幸	15	岩田 弘孝		
	17	林 賢市	18	寺坂 誠一	19	山田 勝久		
欠 席 委 員 (4名)	3	山崎 早苗	7	中村 耕二	13	角田 隆章	16	尾崎 初雄
推 進 委 員 出 席 委 員 (一名)								
欠 席 委 員 (一名)								
署 名 委 員	17	林 賢市	6	今里 誠一				
事 務 局	事務局長：田脇栄二 農地係長：梅木広成 主査：阿野舞子 主査：田中善博 嘱託員：井川勝博							
	分室 富江：伊賀紀子主幹 玉之浦：保家 洋係長 三井楽：野口良美係長 岐宿：月川美香主査							

上 程 案 件 及 び 処 理 結 果	議 題	件 名	結 果
	議案第 38 号	農地法第 3 条許可申請に係る意見について	可 決
	議案第 39 号	農地法第 4 条・5 条の規定による許可申請に係る意見について	可 決
	議案第 40 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について	可 決
	議案第 41 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について	可 決
	議案第 42 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可 決

＝午後 1 時 30 分 開会＝

□事務局長

それでは、平成 30 年度第 7 回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして出席者数等のご報告をさせていただきます。

本日は、3 番山崎早苗委員、7 番中村耕二委員、13 番角田隆章委員、16 番尾崎初雄委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、19 名中 15 名となります。

よって、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

皆さん、こんにちは。出席委員は定足数に達しました。これより、平成 30 年度第 7 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

始めに、総会議事録署名委員の補充について。

農業委員会総会会議規則第 20 条第 2 項において、「議事録には、議長及び委員会において定めた 2 人以上の出席委員が署名押印しなければならない。」となっております。4 月の総会で本年度の議事録署名委員に中村耕二委員と林賢市委員を指名していますが、この 2 名が総会に欠席した場合に署名押印できなくなることから、次席の議事録署名委員を決めておく必要があります。そこで、2 名が欠席した場合に限り、署名押印していただく委員を本日おはかりしたいと思います。

補充する委員の指名については議長に一任いただけますか。

－「異議なし」という発言あり－

○議長

補充する議事録署名委員の1番目に尾崎初雄委員、2番目に今里誠一委員を指名いたします。どうぞよろしくをお願いします。

○議長

それでは、議案第38号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

1ページと2ページをご覧ください。議案説明の前に農地法第3条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。

権利移動に係る許可要件ですが、第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。

○議長

それでは、議案第38号の1番を審議いたします。なお、本案については〇〇番〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇番〇〇〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

○事務局

議案第38号

1番 土地の所在地：〇〇町〇〇番 畑、外畑11筆、12筆合計16,925㎡

譲受人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 農業

譲渡人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 無職

譲受理由： 現在貸借している当該地を譲り受けて引き続き耕作する。

譲渡理由： 病気及び高齢により耕作管理できないので譲り渡す。

契約内容： 売買 対価12筆合計〇〇円

次に、10月17日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第38号の1番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、1番は、許可されました。
〇〇番〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇番〇〇〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第38号の2番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

2番 土地の所在地：〇〇町〇〇番 畑、外畑1筆、2筆合計4,756㎡

譲受人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 会社役員兼農業

譲渡人： 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番 〇〇〇〇 無職

譲受理由： 当該地を譲り受けて規模拡大を図る。

譲渡理由： 市外に居住しており、今後も帰島する予定がないので譲り渡す。

契約内容： 売買 対価2筆合計〇〇円

次に、10月16日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第38号の2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって2番は許可されました。

○議長

次に、議案第38号の3番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

3番 土地の所在地：〇〇町〇〇番 畑1筆、3,975㎡

譲受人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 農業兼建具職人

譲渡人： 〇〇市〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 無職

譲受理由： 当該地を譲り受けて規模拡大を図る。

譲渡理由： 市外に居住しており今後就農する予定がないので譲り渡す。

契約内容： 売買 対価 〇〇円

次に、10月17日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第38号の3番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって3番は許可されました。

○議長

次に、議案第38号の4番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

4番 土地の所在地：まる〇〇町〇〇番 田、外田1筆、2筆合計3,411㎡

譲受人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 農業

譲渡人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 農業

譲受理由： 当該地を譲り受けて規模拡大を図る。

譲渡理由： 病気のため耕作できないので譲り渡す。

契約内容： 売買 対価2筆合計〇〇万円

次に、10月17日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。
農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。
以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか
—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第38号の4番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって4番は許可されました。

○議長

次に、議案第39号 農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見について、
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に農地法第4条・5条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して
説明します。5から6ページをごらんください。

農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し
又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。

立地基準は、農用区域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用を
許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。

市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周

辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。

また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

○議長

それでは、議案第39号の1番と2番を審議いたします。本案については、〇〇番〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇番〇〇〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます

○事務局

それでは、7ページをご覧ください。議案第39号の1番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇番 畑 337 m² 第3種農地

申 請 人：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番 〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

本案は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20年以上引き続き非農地である農地に該当し、原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。

申請地は、〇〇〇〇から東へ約160mに位置し、都市計画区域内の準住居地域内にあり、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地です。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、すでに住宅が建設されており、現在は空家となっております。土砂等の流失や崩壊の恐れはなく、雨水排水は自然流下とし汚水処理は、くみ取り式となっております。生活雑排水については、溜枡で処理し道路側溝に排出となっております。

次に、8ページをご覧ください。議案第39号の2番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇番の一部 畑 333 m² 農用地区域内の農地

〇〇町〇〇番の一部 畑 414 m² 第1種農地

合計 747 m²

申 請 人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：農業用施設用地

本案は、転用目的が農業用施設で、地域の農業振興や個人の農業経営上必要不可欠なものに該当し、原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。

申請地は、〇〇〇〇から南西へ約560mに位置し、農業振興地域内の農用地区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、転用の許可を得ないで昭和60年ごろ牛舎を建設し、現在も牛舎として使用しております。現在に至るまで、周辺の農地への日照や通風及び営農等に被害の発生はなく、牛糞等の処理は、定期的に牛舎内の清掃

を行い、既存の堆肥舎で処理し自家の畑に散布しております。雨水排水は自然流下とし、汚水処理は、排水溝を通じ、くみ取り式の沈殿槽に溜め定期的に畑に散布しております。本案は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第 1 種農地及び農用地区域内の農地となっておりますが、農業用施設用地は例外的に許可することができるとなっております。用途が農業用施設用地に軽微な変更をされております。以上です。

○議長

次に、議案第 39 号の 1 番と 2 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。
質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。
それでは、議案第 39 号の 1 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長代理

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第 39 号の 1 番について、当協議会は去る 10 月 17 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 39 号の 1 番

所 在：〇〇町〇〇番
転 用 者：〇〇〇〇
転用目的：住宅用地

本案の申請地は、都市計画区域内の準住居地域内にある第 3 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 4 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長代理の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。
—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 39 号の 2 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第 39 号の 2 番について、当協議会は去る 10 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 39 号の 2 番

所 在：〇〇町〇〇番の一部 外 1 筆
転用者：〇〇〇〇
転用目的：農業用施設用地

本案の申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地、及び農用地区域内の農地で農用地利用計画に定められた農業用施設用地である。周辺の農地等に影響は無く、農業用施設用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 4 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。
—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決を行います。議案第 39 号の 1 番と 2 番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。
—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 39 号の 1 番外 1 件は許可相当と決しました。
〇〇番〇〇〇〇委員の除斥を時、出席を求めます。
—〇〇番〇〇〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第 39 号の 3 番と 4 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、9 ページをご覧ください。議案第 39 号の 3 番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇番 畑 575 m² 農用地区域内の農地

申 請 人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：農業用施設用地

申請地は、〇〇〇〇より南へ約 200m に位置し、農業振興地域内の農用地区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、原状のまま利用し、土地の周囲は石垣に囲まれており土砂等の流出はなく、施設の高さを制限するために隣接農地への日照・通風等の影響はなく、営農への支障はないと思われます。雨水排水については、自然流下及び屋根の雨水は雨どいを通じて農業用ポリタンクに集水し子牛の飲料水に利用する計画となっております。牛糞は、既存の堆肥舎で処理し、尿等の汚水については、新設の浸透柵で処理する計画となっております。

本案は、農地区分が農用地区域内の農地となっておりますが、農業振興地域整備計画において指定された用途に供するために行われるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。用途が農業用施設用地に軽微な変更をされております。

次に、10 ページをごらんください。議案第 39 号の 4 番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番 1 畑 農用地区域内の農地

申 請 人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：農業用施設用地

本案は、転用目的が農業用施設で、地域の農業振興や個人の農業経営上必要不可欠なものに該当し、原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。

申請地は、〇〇〇〇より南西へ約 460m に位置し、農業振興地域内の農用地区域内にあ

ります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、転用の許可を得ないで昭和 53 年頃に豚舎を建設し、現在は、牛舎として使用しております。現在に至るまで、周辺の農地への日照や通風及び営農等に被害の発生はなく、糞尿等の処理は、すべて施設内に敷き詰めたオガクズに吸着させ、既存の堆肥舎へ搬出し処理いたします。雨水排水は自然流下と水路に放流する計画となっております。

本案は、農地区分が農用区域内の農地となっておりますが、農業振興地域整備計画において指定された用途に供するために行われるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております、用途が農業用施設用地に軽微な変更をされております。

本案については、全地区協議会を開催しております。以上です。

○議長

次に、議案第 39 号の 3 番と 4 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。

それでは、議案第 39 号の 3 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 39 号の 3 番について、当協議会は去る 10 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 39 号の 3 番

所 在：〇〇町〇〇番

転 用 者：〇〇〇〇

転用目的：農業用施設用地

本案の申請地は、農用区域内の農地で農用地利用計画に定められた農業用施設用地である。周辺の農地等に影響は無く、農業用施設用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 4 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 39 号の 4 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長代理

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 39 号の 4 番について、当協議会は去る 10 月 18 日に現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 39 号の 4 番

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番

転 用 者：〇〇〇〇

転用目的：農業用施設用地

本案の申請地は、農用地区域内の農地で、農用地利用計画に定められた農業用施設用地である。周辺の農地等に影響は無く、農業用施設用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第4条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会代理長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり採決を行います。議案第39号の3番と4番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第39号の3番外1件は許可相当と決しました。

○議長

次に、議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。11・12ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得できるようになっております。13ページをご覧ください。本日ご審議いただく農用地利用集積計画につきましては、利用権設定が田66筆、畑61筆、樹園地4筆の計131筆で、面積が225,166.49㎡。所有権移転につきましては、畑1筆で、面積が2,000㎡となっております。以上です。

○議長

それでは、利用権設定の1番を審議いたします。本案については、〇〇番〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇番〇〇〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます

□事務局

14 ページをご覧ください。

1 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する者： 〇〇〇〇

利用権を設定する土地： 畑 4 筆 1,851 m²

以上につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第40号、利用権設定の1番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第40号、利用権設定の1番は、原案のとおり可決されました。〇〇番〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇番〇〇〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第40号 利用権設定の2番1から11番、所有権移転の12番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

2 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇

利用権を設定する者： 〇〇〇〇

利用権を設定する土地： 畑 2 筆

2 番 2 〇〇〇〇 畑 1 筆

2 番 3 〇〇〇〇 畑 2 筆

2 番 4 〇〇〇〇 畑 1 筆

2 番 5 〇〇〇〇 畑 1 筆

2 番 6 〇〇〇〇 畑 3 筆

2 番 7 〇〇〇〇 畑 3 筆

2 番 8 〇〇〇〇 畑 2 筆

2 番 9 〇〇〇〇 畑 4 筆

2 番 10 〇〇〇〇 畑 2 筆

2 番 11 〇〇〇〇 畑 2 筆

2 番 12 〇〇〇〇 田 5 筆 樹園地 1 筆

2番13 ○○○○ 田6筆 畑3筆
 2番14 ○○○○ 田12筆 畑4筆
 2番15 ○○○○ 田15筆 畑1筆
 2番16 ○○○○ 田5筆 樹園地1筆
 2番17 ○○○○ 田4筆 樹園地2筆
 2番18 ○○○○ 田9筆 畑2筆

○○○○ 外6名 こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。田2筆
 椿山勇 外7名 こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。田1筆
 以上2番1から2番18の面積合計は、田59筆、畑33筆、樹園地4筆の合計
 96筆で合計153,553.49㎡

全て新規で、契約内容は2番2、2番5、2番9から2番11が賃貸借権、外13
 件が使用貸借権となっております。

なお、2番各号につきましては○○○○によるものです。

3番1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者

利用権を設定する者： ○○○○

利用権を設定する土地： 畑1筆 4,664㎡

新規で契約内容は使用貸借権となっております。

4番1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者

利用権を設定する者： ○○○○

利用権を設定する土地： 田7筆 畑2筆 5,210㎡

新規で契約内容は使用貸借権となっております。

5番1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者

利用権を設定する者： ○○○○

利用権を設定する土地： 畑3筆

5番2 ○○○○ 畑1筆

以上5番1から5番2の面積合計は、畑4筆で合計7,608㎡、

全て新規で、契約内容は全て賃貸借権となっております。

6番1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者

利用権を設定する者： ○○○○

利用権を設定する土地： 畑4筆 7,975㎡

更新で契約内容は賃貸借権となっております。

7番1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者

利用権を設定する者： ○○○○

利用権を設定する土地： 畑3筆 3,723㎡

更新で契約内容は賃貸借権となっております。

8番1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者

利用権を設定する者： ○○○○

利用権を設定する土地： 畑1筆

8番2 ○○○○ 畑1筆

8番3 ○○○○ 外2名 こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。畑1筆

8番4 ○○○○ 畑1筆

8番5 ○○○○ 畑1筆

8番6 ○○○○ 畑1筆

以上、8番1から8番6の面積合計は、畑6筆で合計30,036㎡。

全て更新で、契約内容は全て賃貸借権となっております。

- 9 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手
利用権を設定する者： 〇〇〇〇
利用権を設定する土地： 畑 1 筆 7,125 m²
更新で、契約内容は使用貸借権となっております。
- 10 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
利用権を設定する者： 〇〇〇〇
利用権を設定する土地： 畑 1 筆 2,651 m²
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。
- 11 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手
利用権を設定する者： 〇〇〇〇
利用権を設定する土地： 畑 2 筆 770 m²
更新で、契約内容は賃貸借権となっております。
引き続き所有権移転の案件についてご説明いたします。24 ページをご覧ください。
- 12 番 所有権の移転を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
所有権を移転する者： 〇〇〇〇
所有権を移転する土地： 畑 1 筆 2,000 m²、
契約内容は売買で対価は〇〇円となっております。
以上につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 40 号、利用権設定の 2 番 1 から 11 番、所有権移転の 12 番は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 40 号、利用権設定の 2 番 1 外 32 件、所有権移転の 12 番は原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 41 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。25 ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。

また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。

さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとなっております。

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第 40 号 2 番各号の利用権設定に係る配分計画であります。

議案についてご説明いたします。

- 1 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
利用権を設定する土地： 畑 23 筆 40,693 ㎡
契約内容は、13 筆が使用貸借権、外 10 筆が賃貸借権となっております。
 - 2 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手
利用権を設定する土地： 田 5 筆 樹園地 1 筆 3,379 ㎡
契約内容は、使用貸借権となっております。
 - 3 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手
利用権を設定する土地： 田 6 筆 畑 3 筆 14,432 ㎡
契約内容は、使用貸借権となっております。
 - 4 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手
利用権を設定する土地： 田 12 筆 畑 4 筆 22,168 ㎡
契約内容は、使用貸借権となっております。
 - 5 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手
利用権を設定する土地： 田 15 筆 畑 1 筆 26,775.49 ㎡
契約内容は、使用貸借権となっております。
 - 6 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
利用権を設定する土地： 田 5 筆 樹園地 1 筆 15,111 ㎡
契約内容は、使用貸借権となっております。
 - 7 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手
利用権を設定する土地： 田 4 筆 樹園地 2 筆 13,198 ㎡
契約内容は、使用貸借権となっております。
 - 8 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
利用権を設定する土地： 田 12 筆 畑 2 筆 17,797 ㎡
契約内容は、使用貸借権となっております。
- 以上、1 番から 8 番の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 41 号農用地利用配分計画に対する意見について 1 番と 8 番については適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 41 号 農用地利用配分計画に対する意見については、適当であるとの意見に決しました。

○議長

次に、議案第 42 号 農地利用状況調査に係る非農地の判断について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第 42 号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。37 ページをご覧ください。

平成 26 年 4 月施行の改正農地法により、遊休農地に関する措置が変更され、農業委員会は、毎年 1 回農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第 32 条に定める意向調査を実施することとされました。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について 第 4 (3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行っております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。38・39 ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回非農地と判断されたものは、田 4 筆、畑 15 筆、樹園地 1 筆の合計 20 筆で、合計面積は 20,778.61 m²となっております。

4 月からの累計は、田 103 筆、畑 190 筆、樹園地 1 筆の 294 筆で合計面積は 257,080.01 m²となっております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませぬか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 42 号 農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 42 号 農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

○議長

議題は以上で終了いたしました。続きまして、報告・協議事項に移ります。始めに、ながさき農業委員会 1・1・1 運動の各対策班の報告を行います。

□事務局 会議等報告・予定地について

1. ながさき農業委員会 1・1・1 運動各対策班報告について
2. 会議等報告・予定について
3. その他

○議長

以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、平成 30 年度第 7 回五島市農業委員会総会を閉会いたします。どうも、お疲れ様でした。

＝午後 2 時 45 分 閉会＝